



公園施設長寿命化計画 様式

6 久都建第 121 号
令和 6 年 5 月 13 日

(京都府知事経由)
国土交通省近畿地方整備局長 殿

久御山町長 信貴 康孝 印



久御山町公園施設長寿命化計画について

社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、久御山町公園施設長寿命化計画を別添のとおり提出します。

京都府久御山町 公園施設長寿命化計画

2023 年 12 月

京都府久御山町都市整備部建設課

1. 都市公園整備状況

(2023年12月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
13	6.33ha	4.09 m ²

2. 計画期間（西暦） [2024年度～2033年度（10箇年）]

3. 計画対象公園

(1) 種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
	1											1

(2) 選定理由

管理対象とする都市公園は、久御山町が設置する「都市公園法第2条に基づく都市公園」とし、段階的に計画策定を進める中で、大規模で多様なニーズのある『久御山中央公園』を対象として設定する。

4. 計画対象公園施設

(1) 対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
4	7	47	3	23	3	10

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
138	0	2	237

(2) これまでの維持管理状況

各公園ともに、委託先である、指定管理者及び委託業者による管理とし、公園内の巡視により、日常点検を実施している。

また、委託契約において、修繕等の役割分担を明確にし、日常点検、定期点検において発見された不具合については、緊急度の高いものから補修などを実施している。

(3) 選定理由

対象とした都市公園について、施設台帳に記載される全公園施設の中から、予防保全対策及び日常管理により安全の確保やライフサイクルコストが縮減できる遊戯施設、管理事務所、トイレ、ゲートボール場上屋、駐輪場、照明などを計画的に管理する長寿命化対象施設としている。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査時期：令和5年度 8月

点検調査方法：令和5年度に久御山中央公園の各区域を対象とし、予備調査及び健全度調査を実施した。

調査にあたっては、「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」に示される健全度調査票を基に点検を実施した。

はじめに、全公園施設を対象とした予備調査を行い、施設種類及び施設数を確認し、現地と整合した施設リストを作成した。

健全度調査は、全公園施設を対象とし現地調査を実施した。

点検結果概要：各公園の施設概要は次のとおりである。

公園	区域	健全度				合計
		A	B	C	D	
久御山 中央公園	エリア1	25	74	11		110
	エリア2	6	46			52
	エリア3	4	26	1		31
	エリア4	9	29	6		44
合計		44	175	18		237
割合		18.6%	73.9%	7.6%		100.0%

健全度調査の結果、A、B判定の施設がほぼ全体を占めている状態であった。(92.4%)
また、C判定施設が7.6%で、緊急性を要するD判定施設の施設は無かった。
公園内各エリアともに、指定管理者及び委託業者による適切な維持管理がされているので、主要な施設は比較的健全な状態であった。

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要（公園施設の健全度に関する全般的状況）を記述

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。緊急度判定の一覧を下記に示す。

緊急度判定：各公園の緊急度は次のとおりである。

公園	区域	緊急度			合計
		高	中	低	
久御山 中央公園	エリア 1	4	8	98	110
	エリア 2		2	50	52
	エリア 3			31	31
	エリア 4			44	44
合計		4	10	223	237
割合		1.7%	4.2%	94.1%	100.0%

施設の劣化や老朽化により、公園施設の安全な利用に支障を及ぼす施設を選定し、補修や更新等の計画を策定する。具体的には以下のとおりとする。

本来、緊急度の違いによって、対策年度を検討していくため、緊急度が『高』の施設を最優先とし、次年度（計画初年度）で対策を行い、緊急度『中』の施設は計画2年度以降で対策を行っていく計画としたが、緊急度『高』及び『中』の施設に関しては、今後予定している久御山中央公園再整備に合わせて施設の更新も含め、一体的に検討することとし、日常的な点検にて必要があれば、修繕等を実施する。

緊急度『低』の施設も、対策の要否について今後の利用状況や経過観察による判断を要するため、計画5年目以降を基本として対策を実施する計画であるが、同再整備事業により、更新の検討を実施する。

7. 対策内容と実施時期

(1) 日常的な維持管理に関する基本的方針

LCCの試算結果により、予防保全が確定した施設で、健全度がC, D判定の施設は、長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。

予防保全型に分類した施設は、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化状況を把握する。事後保全管理に分類した施設は、劣化や損傷について確認した場合、施設の修繕、更新を行う。事後保全型は、健全度調査を行わないため、一般的な維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で施設機能や安全性の維持に努め、劣化や損傷が顕著となったり、安全面において支障が見られた段階で更新を検討する。

清掃管理等を定期的に行うことにより、損傷の早期発見や損傷の把握に努める。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

(2) 公園施設の長寿命化のための基本方針

① 予防保全型に類型した施設

- ・ 出来るだけ緊急度が中・高と判断される時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・ 毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設は日常点検により異常が発見された場合下記のように健全度調査を実施し、劣化及び損傷の把握に努める。
- ・ 長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
- ・ 基本的に鋼製部材、木製部材については、定期的な塗装を行い、防錆・防腐朽を行う。鉄筋コンクリート製品について、躯体表面を保護する塗装などは耐久性のある製品を使用することで、コンクリートの中性化を防ぎ躯体の健全度を維持する。

a. 一般施設

- ・ 管理委託者又は職員による点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 異常が発見された場合、更新を位置づけた上で検討を行う。

b. 遊具等、e. その他設備等

- ・ 日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。

c. 土木構造物等

- ・ 管理委託者又は職員による点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 必要に応じて専門業者による健全度調査を行い、適切な補修等を行う。

d. 建築物等

- ・ 管理委託者又は職員による点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 必要に応じて専門業者による健全度調査を行い、劣化の箇所・数量の把握を行い、施設の補修等を行っていく。

② 事後保全型に類型した施設

- ・ 維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を管理委託者又は職員による点検により施設の劣化及び損傷を把握する。

③植栽の扱い

a. 現況

- ・ 高木低木がバランス良く配置されている。
- ・ 木陰があり日中の日よけになっている。
- ・ 樹種が多い。

b. 施設への影響

- ・ 建物の屋根やフェンス等、公園施設に接触している。
- ・ 劣化や損傷につながる恐れがある。
- ・ 園路の石積みや舗装の損傷につながっている。

c. 維持管理方針（高木）

- ・ 高木から低木までバランスよく配置され、市街地の中の木陰として形成されている当公園の植栽は、高木の太径木化を抑制し、自然樹形を保つことで現在の状態をできる限り保つことを目標とした維持管理を行う。
- ・ 高木や公園のシンボルとなる樹木は、自然樹形を維持し、周囲木の被圧、樹勢を考慮した剪定を行う。
- ・ 建物の屋根や樋に接触し、落葉の堆積が見られる為、支障となる枝の除伐や状況によっては樹木の撤去を検討する。
- ・ 横走りしている根が石積みや舗装を壊している為、石積みや舗装の修繕と併せて、樹木の根の除伐等を検討する。
- ・ 立枯れにより倒れる恐れのある樹木は、安全性を考慮して伐採を検討するとともに、切り株が歩行者への危険とならないよう配慮する。
- ・ 公園利用者や周囲に影響を及ぼす枝や、越境枝等の定期的な剪定を行う。
- ・ 台風や荒天時の前後には、倒木や樹木の損傷の有無について確認を行う。

d. 維持管理方針（低木）

- ・ フェンス等に接触している箇所刈込を行い、施設への影響が無いようにする。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等
※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	153,943 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	28,375 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	125,568 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	15,394 千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は、1,682千円である。

備考）ライフサイクルコストの縮減額等を記述

11. 計画の見直し予定

(1) 計画の見直し予定年度（西暦）：〔2028年度〕

(2) 見直し時期、見直しの考え方

今回行った健全度調査の損傷状況を把握し、日常点検等で損傷状況が悪化するような施設を確認した場合に、再度健全度調査を行い長寿命化計画の見直しを行う。

日常点検で、損傷状況が急速に悪化しないようであれば5年後の2028年度に、健全度調査を行い2029年度からの長寿命化計画の見直しを行う。